

少年警察 ハンドブック (第2版)

大塚 尚著


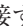

立花書房

第2版はしがき

令和3年の少年法改正に伴い、少年警察活動規則及び犯罪捜査規範が一部改正されました（いずれも令和4年4月1日施行）。新たに「特定少年」の類型が設けられたほか、児童虐待に関するルールが明確化されました。

本書の使い方は、これまでと同じです。

内容のレベルは設問ごとに、、、無印の3段階で表示しています。

初任科の学生など、少年警察に初めて触れる方は、ひとまずをお読みください。実務で少年に接する方はとに目を通してください。

近年の統計をみると、非行少年の数は減少傾向にある反面で、児童虐待など要保護性に関する事案が増加しており、児童相談所等との連携が重要になっています。また、インターネット利用を巡る問題や福祉犯の被害などは、時代とともに姿を変えながら子どもたちの安全を脅かしています。

少年警察活動が多様化するなかで、子どもたちの未来のために日々奮闘しているみなさんに、エールを送りたいと思います。



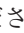
令和5年1月

九州管区警察局長
大塚 尚

はしがき

本書は、少年警察活動の学習書です。警察官及び少年補導職員を含む警察職員の皆さんを読者として想定し、入門～中級レベルまでを扱っています。

内容のレベルは設問ごとに、、、無印の3段階で表示しました。

初任科の学生など、少年警察に初めて触れる方は、ひとまずをお読みください。実務で少年に接する方はとに目を通してください。

本書が主として扱うのは「少年警察活動規則」を中心とした制度論です。

このほかにも、福祉犯の捜査要領や、少年と向き合う際の心構え、実務上のノウハウなども必須ですが、本書ではそこまでカバーできませんでした。

福祉犯罪の実態は、時代とともに変容し、刑罰法令やその解釈も大きく変化しています。各自の研鑽に期待したいと思います。

正しい心構えやノウハウを身に付けることは、ある意味最も重要なことですが、書籍では伝えにくい事柄でもあります。制度面の学習は本書を利用してなるべく早めに「卒業」し、あとは良い先輩につくなどして、実務の中で学んでいただきたいと思います。その一助となることを期待して、今回、警察庁指定広域技能指導官の桑原宏樹警部（佐賀県警）から貴重な原稿をお寄せいただきました。制度学習の合間に熟読玩味してください。

この分野で長年愛読された武石道男『少年警察の実務101問』の後継として企画を依頼されてから、足掛け3年が経ってしまいました。週末等の余暇を使った執筆のため、遅々として進まない作業を支援していただいた立花書房の安部義彦・萩原祥之の両氏には、感謝を申し上げます。また、原稿段階でアドバイスをいただいた木元匡警視をはじめとする警察庁少年課の皆さん、埼玉県警の齋藤正士少年課長、佐賀県警の栗原恭子警部にもお礼を申し上げます。

問題を抱えた少年も、いつかは立ち直り、未来の日本を支える大人となっていきます。

少年たちが取り返しのつかない失敗をしてしまう前に、彼らに寄り添い、保護者とともに伴走していく少年警察の活動は、警察官人生／警察職員人生を賭けるに値する大切な仕事であると信じます。

そうした道を志す皆さんに、本書が多少ともお役に立てば幸いです。

平成 30 年 1 月

元警察庁少年課長
大塚 尚

目 次

第2版はしがき

はしがき

凡 例

第1章 少年警察活動の全体像

1	少年警察活動とは何か 全	1
2	少年警察活動の目的は何か 全	4
3	少年警察活動の基本とはどのようなものか 少	5
4	少年警察活動が対象とするのはどのような少年か 少	10
5	少年の類型に応じた措置 全	16
6	少年の類型と適用法令の関係	18
7	他部門の警察官等が少年警察活動を学ぶ必要性 全	21
8	少年事案を取り扱うのはどの部門か 全	23
9	少年警察部門とは何か	29
10	少年サポートセンターの役割 全	30
11	少年事件指導官の職務 少	32
12	少年事件選別主任者の職務 少	34
13	調査主任官の職務	37
14	少年補導職員の役割 少	39
15	少年警察活動における所属長の役割	41
16	少年警察ボランティアとは何か 少	44
17	少年警察活動に関連する法令	46

第2章 少年とその保護者等

18 「少年」とは何か 全	49
19 年齢による少年の区分 少	51
20 「少年」と関連する用語	54
21 少年の年齢はどのように判断されるか 全	56
22 年齢切迫とは何か 全	59
23 少年の年齢はどのように確認するのか 少	61
24 年齢を誤認してしまったらどうするか 全	63
25 少年の住所はどう認定するか	65
26 少年警察活動において保護者はいかなる立場にあるか 全	66
27 法律上の保護者と事実上の保護者の関係	70
28 保護者に問題がある場合はどうすべきか 少	71
29 少年警察活動における弁護士と付添人 少	72
30 付添人の選任方法	74
31 弁護士・付添人に被害者の連絡先等を教示してよいか	76
32 弁護士・付添人以外の者が手続関与を求めてきた場合	77
33 取扱い分離の原則とはどのようなものか 少	78

第3章 一般的活動

34	少年警察活動における一般的活動とは何か	81
35	早期発見の重要性 少	82
36	街頭補導とはどのような活動か 全	84
37	少年相談とはどのような活動か 全	89
38	警察部内の連携はどうあるべきか	91
39	関係機関との連携はどうあるべきか	92
40	学校と警察の連携 全	94
41	児童相談所と警察の連携 少	96
42	少年サポートチームとはどのようなものか 少	96

第4章 不良行為少年

43	不良行為少年とは 全	99
44	不良行為とはどのような行為か 全	103
45	不良行為少年に対する補導では何をするのか 少	105
46	保護者等への連絡はどのように行うか 少	108
47	少年補導票を作成する場合 少	109

第5章 犯罪少年

48	犯罪少年とは 全	111
49	違法性や有責性を欠くときも犯罪少年に当たるか	114
50	犯罪捜査規範にはどのような規定があるか 少	116
51	捜査中における処遇への配慮 少	122
52	少年被疑者を呼び出す場合の留意事項 全	123
53	所持物件に対する措置 全	126
54	少年を取り調べる場合の留意事項 全	127
55	施設に収容中の少年を取り調べることはできるか 少	130
56	少年を逮捕する場合の留意事項 全	132
57	少年の身柄拘束に際して手錠を使用してよいか 全	134
58	施設に収容中の少年を逮捕できるか 少	135
59	家庭裁判所の同行状とはどのような制度か 全	137
60	緊急同行状の執行方法 少	139
61	少年の勾留にはどのような特則があるか 全	141
62	勾留に代わる観護措置とは何か 少	143
63	少年被疑者の指紋採取や写真撮影には どのようなルールがあるか 全	144
64	少年事件の余罪捜査について留意すべきこと 少	148
65	少年被疑者の連行、護送、留置について留意すべきこと 少	150
66	措置の選別と処遇意見の決定はどのように行うか 少	151
67	少年事件の送致手続にはどのような特徴があるか 少	154
68	犯罪少年の事件の送致先はどのように 選択すべきか(家裁直送) 全	155
69	家裁直送の例外が問題となる場合	157
70	犯罪の嫌疑がないときの対応 全	159

71	親告罪で告訴がない場合はどうすべきか	161
72	送致後に補充捜査をすることができるか	163
73	少年事件の送致に際して作成すべき書類 ㊦	163
74	関連事件の送致方法	165
75	共通証拠物の取扱い	168
76	身柄事件の家裁直送における留意事項	168
77	少年事件の簡易送致とはどのような制度か ㊦	169
78	少年の道路交通法違反事件はどのように 取り扱ったらよいか ㊦	172
79	少年の指名手配と公開捜査 ㊦	173
80	少年事件について報道発表する場合の注意事項 ㊦	177
81	捜査実施中の処遇への配慮	180

第6章 触法少年

82	触法少年とは 全	183
83	触法少年に年齢の下限はあるか 少	186
84	低年齢少年が刑罰法令に触れる行為をしたら、必ず触法事件として調査しなければならないのか 全	188
85	少年の年齢が不明のときはどうしたらよいか 全	191
86	触法調査とは何か 少	192
87	触法調査において調査すべき事項 少	195
88	触法調査の作成書類 少	196
89	触法調査の主体 少	198
90	触法調査の実施部門 少	200
91	触法調査の指揮	201
92	犯罪捜査から触法調査への移行	203
93	共犯事件であるときはどうしたらよいか	204
94	呼出し及び質問 少	205
95	保護者等の立会い 少	209
96	付添人の選任 少	210
97	触法調査において強制処分をすることはできるか 全	212
98	触法少年の身柄を確保する必要があるとき 少	214
99	触法調査が終わったときの措置 少	217
100	送致も通告も行わない場合はどうすべきか	222
101	関連事件がある場合の送致	223
102	共通証拠物がある場合の送致	224
103	触法調査中に14歳に達した場合	224
104	調査実施中の処遇への配慮 少	226
105	少年事件処理簿	226

第7章 ぐ犯少年

106	ぐ犯少年とは 全	229
107	ぐ犯少年の要件 少	231
108	ぐ犯の個数	236
109	ぐ犯要件を満たさない場合	237
110	ぐ犯少年が犯罪を犯した場合	237
111	ぐ犯調査とは何か 少	238
112	ぐ犯調査において調査すべき事項 少	240
113	ぐ犯調査の作成書類	241
114	ぐ犯調査の主体 少	241
115	ぐ犯調査実施上の留意事項 少	243
116	ぐ犯調査が終わったときの措置 少	246
117	ぐ犯少年を少年法6条2項により家庭裁判所に 通告できるか	249
118	警察官が少年法6条1項により通告することはあるか	250
119	緊急に身柄の安全を確保する必要がある場合	252
120	保護観察中の少年にぐ犯要件があるときはどうするか	252
121	調査実施中の処遇への配慮	253

第8章 被害少年

122	被害少年とは 全	255
123	被害少年を発見したときは、どのように措置すべきか 少	256
124	犯罪被害者支援施策との関係	261

第9章 要保護少年

125	要保護少年とは 全	263
126	要保護性とは何か	264
127	要保護少年を発見したときは、どのように措置すべきか 全	265
128	児童相談所長による一時保護 少	267
129	一時保護の委託 少	269
〈特別寄稿 生きろ！ —DVがもたらす被害—〉		271

第 10 章 児童虐待を受けたと思われる児童

130	「児童虐待を受けたと思われる児童」とは何か 全	283
131	要保護少年との関係	285
132	児童虐待に対応するための体制はどうあるべきか 少	286
133	児童虐待対策官の職務 少	288
134	児童相談所の役割 少	288
135	児童虐待とは何か 全	290
136	身体的虐待とは、どのようなものか 少	291
137	性的虐待とは、どのようなものか 少	292
138	ネグレクトとは、どのようなものか 少	292
139	心理的虐待とは、どのようなものか 少	293
140	児童虐待事案を認知した時の措置 全	294
141	対象者が転居した場合等の措置 少	296
142	48 時間ルールとは何か 少	297
143	児童相談所への通告 少	298
144	児童虐待に関する情報の共有と秘匿 少	300

第11章 少年の処遇等

145	警察による処遇① 継続補導 ㊦	303
146	警察による処遇② 立ち直り支援活動 ㊦	306
147	警察による処遇③ 少年の居場所づくり ㊦	308
148	児童福祉行政による処遇 児童福祉施設 ㊦	310
149	家庭裁判所による処遇① 観護措置（少年鑑別所） ㊦	311
150	家庭裁判所による処遇② 試験観察 ㊦	314
151	家庭裁判所による処遇③ 終局決定 ㊦	316
152	家庭裁判所による処遇④ 審判不開始 ㊦	317
153	家庭裁判所による処遇⑤ 不処分 ㊦	318
154	家庭裁判所による処遇⑥ 保護処分決定 ㊦	319
155	家庭裁判所による処遇⑦ 児童自立支援施設又は児童養護施設送致 ㊦	320
156	家庭裁判所による処遇⑧ 保護観察 ㊦	321
157	家庭裁判所による処遇⑨ 少年院 ㊦	323
158	逃走者の連戻し	325
159	家庭裁判所による処遇⑩ 検察官送致（逆送） ㊦	326
160	親権制限	327
161	刑事裁判所による処遇 ㊦	328

資 料 331

参考書籍の紹介 341

第1章 少年警察活動の全体像

1 少年警察活動とは何か



[関係法令] 規則1条、留意事項通達第1の2

問 少年警察活動とは何ですか。

答 警察が少年の健全育成を図るために行う様々な活動を総称して「少年警察活動」といいます。少年犯罪の捜査に限らず、虐待を受けた児童の保護や保護者の相談対応などの活動を広く含みます。

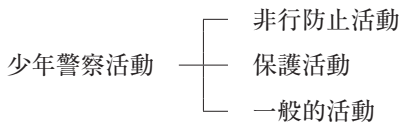
少年課（係）に限らず、刑事部門、交通部門、地域部門などが少年を扱うときも、少年警察活動には特別なルールが適用されるので、全ての警察官・警察職員は少年警察活動について最低限の知識を備えておく必要があります。

1 少年警察活動の定義

少年警察活動とは、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」をいう（規則1条1項）。

少年警察活動規則1条1項

この規則は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。



2 非行防止活動

非行防止活動とは、主として非行少年や不良行為少年を対象として行われる非行の防止のための活動である（規則3章）。

「非行の防止」について定義は置かれていないが、おおむね、少年が刑罰法令に触れる行為をしないようにすること、さらに、そのおそれがある状態に陥らないようにすることを意味している¹⁾。

具体的には、少年を対象とする職務質問、少年犯罪の捜査、触法事案やぐ犯事案の調査、不良行為少年の補導などがこれに当たる。少年に対する直接的対応のほか、保護者に対する連絡指導、学校や職場との連携なども含まれる²⁾。

1) 日常用語としての「非行」は、一般に、社会規範からの逸脱や道義に反した行為を意味するが、少年警察活動はその全てを対象とするわけではない。

2) 少年に対する働き掛けは重要な非行防止活動であるが、警察のみがそれを担当しているわけでないことに留意が必要である。

特に非行少年については、制度上、家庭裁判所や児童相談所により措置が講じられることが予定されているので、警察が自ら措置するのは、他機関における措置に委ねるまでに行くまでの時間的間隙が生じる場合において、その間に時機を失することなく対応すべき場合があることを想定したものである。したがって、あくまで任意の措置であるとともに、全件送致主義（少年法41条、42条）を没却することのないよう留意する必要がある（留意事項通達第4の2）。警察が裁判所や福祉機関に代わって責任を負うものではないし、また、警察の措置に時間を費やすことによって本来の措置が遅れてはならない。

3 保護活動

保護活動とは、主として被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童を保護するための活動である（規則4章）。

ここでいう「保護」とは、おおむね、周囲の助けを必要とする少年に対して支援を行い、その健全な成長を支えることを意味する³⁾。

具体的には、児童虐待その他の理由により保護を必要とする少年の早期発見と保護、児童相談所への通告、犯罪被害を受けた少年やその家族に対するカウンセリングなどがこれに当たる。

もとより支援の全てを警察が直接行う必要はないから、教育・福祉・医療等の各専門機関に引き継ぐことも保護活動の一環である。

4 一般的活動

一般的活動とは、非行防止と保護の双方に係る一般的な活動である（規則2章）。

具体的には、問題を抱える少年を早期に発見するための街頭補導、少年や保護者からの相談に応じて指導助言を行う少年相談、少年の規範意識の向上等を図るための各種活動、国民の理解を深めるための情報発信ないし広報啓発活動、有害環境の影響の排除に向けた関係行政機関への連絡などがこれに当たる。

3) 警察官職務執行法では、現場措置的に危険な状況から引き離すことを「保護」という。また、少年法では、非行少年の事件を「保護事件」、少年院に送致するなどの措置を「保護処分」と呼び、裁判官や家庭裁判所調査官が行う訓戒、助言、補導委託などの事実上の行為を「保護的処分」ということがある。ここでいう「保護」は、それらとは異なり、日常用語に近い意味で用いられている。

第2章 少年とその保護者等

18 「少年」とは何か



[関係法令] 少年法2条1項、規則2条1号

問 次の者は「少年」でしょうか。

- ① 19歳のイラン人（同国法上の成年年齢は18歳）
- ② 20歳のインドネシア人（同国法上の成年年齢は21歳）
- ③ 商店で万引きをした5歳の男児
- ④ 児童虐待を受けている疑いのある0歳児

答 20歳未満の者は、国籍等を問わず、全て「少年」です。

①、③、④は少年ですが、②は違います。

1 少年の定義

(1) 少年警察活動において、「少年」とは「20歳に満たない者」をいう（少年法2条1項、規則2条1号）。

少年警察活動規則2条1号

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 少年 少年法第2条第1項に規定する少年をいう。

少年法2条1項

この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいう。

(2) 国籍を問わない。外国籍の子供も、本国法上の成年年齢のいかんにかかわらず、20歳に満たない限りは少年である²³⁾。

(3) 民法(明29法89)の成年年齢とは関係がない。ただし、成年に達した少年は「特定少年」として扱われる(少年法62条、規則2条2号)。

2 年齢の下限はない

年齢の下限に定めはない(実務講義案31頁)。

実際にも、非行防止活動の側面では、小学校低学年程度の児童や幼児を触法少年として扱う例がある²⁴⁾、保護活動の側面では、児童虐待のケースのように、0歳児でも少年警察活動の対象とする必要がある。

いずれにしても、一律の下限を設けることは適当でない²⁵⁾。

23) もちろんこれは少年警察活動上の扱いであり、経済取引や婚姻・養子縁組などに関する私法上の効力は国際私法により規律される。

24) 乳幼児は、通常、触法少年やぐ犯少年として扱う実益に乏しいが、制度的に除外されていないわけではない。したがって、事実関係を調査して真相を明らかにする必要がある場合は、触法調査等の対象とすることができる。例えば、一見すると幼児による事案であるが、触法少年による間接正犯であることが後に判明する可能性などを考えると、調査により証拠を保全しておくことが必要なケースはあり得る。

25) 青少年保護育成条例では、地域により、青少年の定義規定において年齢の下限を定めている例がある。

第3章 一般的活動

34 少年警察活動における一般的活動とは何か

〔関係法令〕規則2章、留意事項通達第3

1 一般的活動

非行防止と保護の双方に共通する各種活動を総称して「一般的活動」という（規則2章）。

それぞれの内容は、各設問で解説する。

少年警察活動規則に規定されている一般的活動

- ・街頭補導（7条）
- ・少年相談（8条）
- ・少年の規範意識の向上等に資する活動（9条）
- ・情報発信（10条）
- ・有害環境の影響の排除に係る都道府県知事への連絡等（11条）

第4章 不良行為少年

43 不良行為少年とは



〔関係法令〕規則2条7号、14条、留意事項通達第8、H20.10.17「『不良行為少年の補導について』の制定について」

問 不良行為少年を発見したときはどうすべきですか。

答 次の措置を検討する必要があります。

- ① 補 導
- ② 保護者等への連絡
- ③ 継 続 補 導
- ④ 少年補導票等の作成

なお、非行少年や要保護少年にも該当する疑いがある場合は、事実関係を更に捜査・調査する必要があります。

1 不良行為少年

(1) 不良行為少年とは、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかきその他自己又は他人の徳性を害する行為（不良行為）をしている少年をいう（規則2条7号）。

そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあ

第5章 犯罪少年

48 犯罪少年とは



[関係法令] 規則 2 条 3 号、留意事項通達第 4

問 次の者は「犯罪少年」に当たるとでしょうか。

- 1 正当な理由がなくて鉄パイプを隠して携帯していた高校生
- 2 タバコを吸った 19 歳の大学生
- 3 下級生に命令して万引きをさせた高校生

- 答**
- 1 ○ 軽犯罪法 1 条 2 号。拘留、科料も刑罰です (刑法 9 条)。
 - 2 × 喫煙は 20 歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律により禁止された行為ですが、少年に対する罰則はないので犯罪には当たりません。
 - 3 ○ 共犯も犯罪に当たります (刑法 60 条以下)。

1 犯罪少年

(1) 犯罪少年とは、「罪を犯した少年」をいう (少年法 3 条 1 項 1 号、規則 2 条 3 号)。

ここで「罪」すなわち「犯罪」とは、刑罰を科されるべき行為をいう。刑法典に限らず、特別刑法、各種行政法、条例の罰則規定に該当する行為

第6章 触法少年

82 触法少年とは



[関係法令] 少年法3条1項2号、規則2条3号、刑法41条

問 触法少年は犯罪少年とはどこが異なるのですか。

答 犯罪構成要件に当たる行為をした点では共通ですが、14歳未満であるため、刑罰の対象とならない点が異なります。

犯罪少年は刑事訴訟法に基づく捜査の対象となるのに対し、触法少年は少年法に基づく調査の対象になります。

また、家庭裁判所の保護処分よりも児童相談所の福祉的措置が優先されるため、送致先は、検察官等ではなく、児童相談所長になります。

1 触法少年

(1) 触法少年とは、「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」をいう（少年法3条1項2号、規則2条3号）。

ここでいう「刑罰法令」には、刑法典だけでなく、特別刑法や行政法や条例に定められた犯罪が全て含まれる。

(2) 犯罪少年に比べると、触法少年は、①刑事未成年であり（刑法41

第7章 ぐ犯少年

106 ぐ犯少年とは



[関係法令] 少年法3条1項3号、規則2条5号

問 地域警察官 A は、管内の住民から、近隣に住む少年 B (17 歳) が暴力団構成員と親しくなり、粗暴な言動を繰り返して目に余る、どうしたらよいか、との相談を受けました。暴行などの犯罪行為は認定できません。B の父親は暴力団周辺者、母親は家出して長く不在ということで家庭環境に問題がありそうです。どのように対応すべきでしょうか。

答 ぐ犯少年としての措置を検討しますが、ぐ犯事案は少年警察部門の専管事項なので、本署少年係に引き継ぐ必要があります。不良行為少年としての対応も考えられますが、保護者の監護が期待できない場合、補導措置の効果には限界があります。

1 ぐ犯少年

(1) ぐ犯少年とは、ぐ犯事由のいずれかに該当し、かつ、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそののある少年をいう (少年法3条1項3号、規則2条5号) (→4参照)。

第8章 被害少年

122 被害少年とは



〔関係法令〕規則2条8号

1 被害少年

(1) 被害少年とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう（規則2条8号）。

(2) 少年が犯罪被害者となった場合が典型であるが、犯罪に至らない程度のいじめや嫌がらせによって心身のダメージを受けた場合を含む。

(3) 少年自身に被害者意識がない場合もこれに当たる。性風俗に従事する少女のように、大人が言いくるめて少年の規範意識を麻痺させ、被害者意識を持たせないケースは、最も深刻な被害少年であるともいえる。

2 被害少年に対する措置

(1) 被害少年への対応を直接規律する法律はない。もっぱら少年警察活動規則に従い、助言指導などの支援的措置が行われる（→123参照）。

(2) 強制処分を認める法的根拠はないので、任意の措置のみ可能である。

3 他の類型との関係

(1) 要保護少年と被害少年が重複する場合、要保護少年として児童相談

第9章 要保護少年

125 要保護少年とは



[関係法令] 規則2条9号

1 要保護少年

(1) 要保護少年とは、児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。）をいう（規則2条9号）。

(2) 典型的には、保護者の監護下に置くことがむしろ少年の福祉を害する場合や、保護者がいない少年のように保護者に代わる監護を与える必要がある場合がこれに当たる。

(3) 非行少年に該当する場合が定義上除外されているのは、非行少年に対しては家庭裁判所等において所要の措置が講じられるため、とりたてて別途の対応を必要としないからである。

また、「児童虐待を受けたと思われる児童」に該当する場合が定義上除外されているのは、規則39条の対象になるため、重複して対応する必要がないからである。

2 要保護少年に関する措置

(1) 要保護少年に対する措置の中心をなすのは、児童福祉法に基づく児童相談所への通告である。しかし、原則18歳以上の少年は児童福祉法の

第 10 章 児童虐待を受けたと思われる児童

130 「児童虐待を受けたと思われる児童」とは何か



1 定 義

「児童虐待を受けたと思われる児童」とは、児童虐待防止法 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう（規則 2 条 10 号）。

介入・保護の必要性がある点において要保護少年と共通するが、通告の根拠法令が異なるほか、早期発見や安全確保の要請が特に強いなどの特徴があるため、独自の類型として規定されている。

少年警察活動規則 2 条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 児童虐待を受けたと思われる児童 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。

児童虐待防止法 2 条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一～四 （略）

第 11 章 少年の処遇等

145 警察による処遇① 継続補導



〔関係法令〕規則 8 条、13 条 3 項、14 条 2 項、留意事項通達第 3、第 4、第 8

1 継続補導

(1) 継続補導とは、少年の非行の防止を図るため、保護者の同意を得て、少年に対して継続的な補導を行うことをいう（規則 8 条 2 項¹⁰⁵⁾。

なお、特定少年については、保護者の同意に代えて、少年本人の同意が必要である（同条 5 項）。

少年警察活動規則 8 条

- 2 少年相談に係る少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。
- 4 少年サポートセンターにおいては、第 2 項の規定による補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、これを学校関係者

105) 「補導」という用語に法令上の定義はないが、少年の補導（少年法 25 条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 38 条）及び売春を行うおそれのある女子に対する補導（旧売春防止法 17 条等）について用いられてきた。このうち売春防止法に基づく補導処分は、實際上ほとんど死文化していたが、令和 4 年に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により制度上も廃止された。

〈著者紹介〉

おおつか たかし
大塚 尚 九州管区警察局長
元警察庁少年課長

〈主要著書〉

『財務捜査のための 企業会計・財務諸表入門』（立花書房、2016年）
『風俗営業法判例集〔改訂版〕』（立花書房、2016年）
『注釈 銃砲刀剣類所持等取締法〔第3版〕』（立花書房、2022年）
『注釈 風俗営業法』（立花書房、2022年）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、
たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

少年警察ハンドブック〔第2版〕

令和5年3月20日 第1刷発行

著 者 大塚 尚
発行者 橋 茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2023 Takashi Otsuka (印刷・製本) 倉敷印刷
平成30年2月20日初版発行 令和2年6月20日初版第3刷発行
表紙イラスト：FACTORIE/PIXTA（ピクスタ）
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。